

令和4年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業補助金 審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和4年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業補助金交付要綱（令和4年6月1日制定）第4条第1号に規定する派遣事業に対し、同要綱第9条第2項の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 審査基準は、別表第1に定めるとおりとする。

(総合評価)

第3条 総合評価は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和4年6月1日より施行する。

別表第 1

	評価項目	評価方法					評価のポイント
		S	A	B	C	D	
1	人材育成の 効果	S	A	B	C	D	派遣で行う事業内容が、人材育成につながる内容となっているか。
2	課題設定の 適切性	S	A	B	C	D	社会課題や企業課題が明確に分析されているか。
3	実施内容の 適切性	S	A	B	C	D	派遣先で行う事業内容が、課題解決に資すると認められる取り組みであるか
4	競争力の強化	S	A	B	C	D	事業の実施により、補助対象者の経営力や技術力の強化が期待できるか
5	事業の継続性	S	A	B	C	D	補助事業を継続して実施できると認められる取り組みであるか
6	地域経済や 産業界への 波及効果	S	A	B	C	D	事業の実施により、地域経済や産業界への波及効果が期待できるか

別表第 2

評価	評価基準
S 評価	評価項目の全ての項目が「A」以上であること
A 評価	評価項目の全ての項目が「B」以上であり、内 2 項目以上が「A」評価以上であること
B 評価	評価項目の全ての項目が「B」以上であること
C 評価	評価項目の全ての項目が「C」以上であり、内 3 項目以上が「B」評価以上であること
D 評価	上記に該当しない場合